

警察署協議会議事録

協議会名	令和5年第1回宮城県築館警察署協議会
開催日時	令和5年2月24日（金） 午後3時00分から 午後4時30分まで
開催場所	宮城県築館警察署3階大会議室
出席者等	<p>1 協議会委員</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出席委員4名～小野寺剛広会長、菅野よし子委員、阿部東吾委員、菅原博美委員</li> <li>・ 欠席委員1名～三塚裕一副会長</li> </ul> <p>2 警察署側</p> <p>署長、次長、会計課長、警務課長、生活安全課長、地域課長、刑事課長、交通課長、警備課長</p>
議事概要	別紙のとおり
備考	

備考 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、添付すること。

## 別紙

### 1 報告・協議事項

#### ○ 報告事項「令和4年における管内の治安情勢」

令和4年12月末現在の築館警察署管内の犯罪情勢等について報告した。

#### (1) 刑法犯について

##### ア 管内の情勢

刑法犯認知件数（令和4年12月末現在）

宮城県全体 9,897件（前年比+499件、+5.3%）

築館警察署 117件（前年比+27件、+30.0%）

増加要因については、去年1月から断続的に発生しているグレーチングを対象とする窃盗事件が多発したことが挙げられるが、花山地区でグレーチングを盗んだ犯人を逮捕して以降は、同種事案の発生は認められない。

##### イ 事件検挙状況

刑事課による主な事件検挙

○ グレーチングを対象とした窃盗事件

○ 外国人が稼働するヤード内で発生した傷害事件

※ 本傷害事件を契機に、管内のヤードの実態解明を推進している。

#### (2) 特殊詐欺被害について

##### ア 特殊詐欺被害認知状況（令和4年12月末現在）

特殊詐欺被害については3件認知しており、3件とも架空料金請求詐欺。

特殊詐欺予兆電話の相談については、19件（前年比-24件）であるが、警察に相談が寄せられた件数であることを考慮すると、実際はもっと多くの家庭に特殊詐欺の電話がかけられていると思われる。

##### イ 特殊詐欺被害防止対策

特殊詐欺予兆電話相談件数が減少した要因は、固定電話対策に基づく「特殊詐欺電話撃退装置付き電話機」の普及促進も一因であると考える。

県警では、特殊詐欺電話撃退装置付き電話機の購入に係る補助について、令和4年度は300台分の予算を確保していたが秋口には予定台数に達した。令和5年度も同事業が継続されるかはまだ発表されていないが、特殊詐欺電話撃退装置付き電話機の普及は確実に被害予防に寄与していると思われる。

#### (3) 特別法犯について（令和4年12月末現在）

特別法犯の検挙件数は、13件（前年比-9件）である。

昨年比9件の減少となっているが、生活経済事犯として、東京都内に所在する不動産会社による原野商法に絡む特定商取引法違反事件を検挙している。

#### (4) 非行少年等の検挙・補導状況（令和4年12月末現在）

不良行為少年として補導した件数は2件

性別では男性1名、女性1名、学職別では中学生1名、無職少年1名

法令違反の少年は、刑法犯1名、特別法犯が1名の合計2名

刑法犯については触法少年であるため、年齢、性別、罪種などの公表は控える。

(5) 人身安全関連事案への対応状況（令和4年12月末現在）

DV事案の取扱いについては20件（前年比－1件）で、その中には、男性から女性に対する暴行で逮捕している事案もある。

ストーカー事案の取扱いについては15件（前年比＋2件）

ストーカー事案に刑事事件として立件したものはないが、警察官による口頭警告のほか、警察署長によるストーカー規制法に基づく禁止命令を行った事案が1件ある。

(6) 児童虐待事案取扱い状況（令和4年12月末現在）

児童虐待として児童相談所に通告した人数は25人（前年比－15人）

主な認知経緯はDV事案への臨場であり、児童に対する直接的な暴力がない場合でも、児童の面前で暴力行為が行われた場合、心理的な虐待行為の疑いとして通告している。

(7) 交通事故発生状況について（令和4年12月末現在）

人身事故 38件（前年比－13件、－25.5%）

物損事故 662件（前年比－95件、－12.5%）

人身事故の主な特徴としては、国道4号及び国道398号における発生が全体の約4割を占めており、年齢では当事者の3割弱が65歳以上の高齢運転者である。

物損事故については、厳冬期の滑走事故などが減少した影響により発生が減少したと思われる。

主な事故類型は、約半数が追突、約3割が出会頭であり、これらの類型で全体の約8割を占めている。事故原因としては前方不注視と安全不確認。死亡事故については、令和4年3月に1件発生している。

栗原市においても高齢者対策が喫緊の課題となっていることなどを踏まえ、当署では、交通安全講話による交通事故抑止、防衛運転の励行、各種イベント等において高齢者等に対し、反射材の装着、明るい色の服の着用、乱横断NGの3点を促し、高齢歩行者の事故抑止活動を展開している。

(8) 意見、質問事項

【委員】

令和4年は万引きの認知件数が増えているが、特徴はあるのか。

【刑事課長】

万引きの発生場所としては、スーパーマーケットなどが多く、昨年と比較して、万引きGメンと言われる警備員の方が積極的に届出をしていただいた結果だと考えている。

○ 協議事項1

令和5年における業務運営重点について

## (1) 会計課

### ア 組織の基盤を支える適正な会計業務の推進

内部統制機能を強化し、会計経理手続における各種リスクの回避に取組み、不適正事案の防止に努めるとともに、限られた予算の中で各種警察活動に支障を来すことのないよう、会計業務の合理化・効率化を推進する。また、遺失者等の立場に配慮した親切かつ適正な遺失・拾得物管理業務を徹底する。

### イ 警察活動の基盤となる警察施設の維持管理

駐在所等を含め各施設の定期点検の実施と適切な保全業務を行い、施設の長寿命化に対応した維持管理に努める。

## (2) 警務課

### ア 積極的な採用活動の推進

社会の変化に対応しつつ、県民一人一人の期待と信頼に応える警察活動を推進する一環として、組織を支える人的基盤の強化が必要であることから、継続した採用活動により人材の確保に努める。

### イ 全職員のワークライフバランスの推進

職員にワークライフバランスの推進をさらに浸透させ、多様な働き方が受け入れられる職場環境を醸成し、仕事と家庭の両立を図ることで、警察機能を最大限に発揮できる高い士気を有する組織を確立できるよう努める。

## (3) 生活安全課

### ア 効果的な犯罪防止に向けた取組の推進

栗原市や地区防犯協会などの関係機関・団体などと互いに連携を図りながら、地域の犯罪情勢に即した効果的な抑止対策を推進する。

地域の防犯力は、地域住民の方々が自ら犯罪被害に遭わないように柔軟に対応できるようになることが重要である。

固定電話機対策や、金融機関等関係機関・団体と連携した水際対策等、効果的な抑止対策により、「地域の防犯力」を高め、定着化できるようにしたい。

### イ 県民の生活を脅かす犯罪の徹底検挙と諸対策の推進

高齢者を狙った業者の悪質勧誘行為等による特定商取引事犯や、新型コロナウイルス感染症に関連した犯罪など、悪質・迷惑性の高い事案を重点的に取り締まる。

## (4) 地域課

### ア 職務質問を始めとする積極的な街頭活動の推進

窃盗犯を始めとした住民に身近な犯罪を発生させないため、不審者に対する職務質問や住民に対する防犯警戒の呼び掛け、入念かつ計画的なパトロール活動の推進や、悲惨な交通死亡事故を発生させないための悪質な交通違反の取締り、事故発生多発場所におけるレッド警戒、冬道の安全運転など交通情勢に応じた的確な広報活動などを実施する。

### イ 高齢者保護対策の推進

特殊詐欺や住宅強盗の被害根絶へ向けた制服警察官による高齢者関連団体への防犯講話、各種会合等の広報機会に出席できない高齢者たちを対象とした、戸別訪問による出前式広報活動、詐欺被害手口のキーワード等を用いた分かりやすい広報活動などを実施する。

また、社会的養護を必要とする高齢者の社会孤立防止に向け、高齢者虐待の取扱いや高齢者からの相談など警察活動を通じて行政サービスと地域住民を結び、地域ネットワーク活動などを推進する。

#### (5) 刑事課

##### ア 初動捜査の強化による重要犯罪の徹底検挙

殺人、持凶器強盗など、地域住民に不安を与えるような重要犯罪を認知した際は、人員を最大限投入して迅速な初動捜査を展開し、被疑者の早期検挙に努める。凶器を持った被疑者が逃走している場合には、地域住民への被害を防止するため、速やかに必要な情報を各種広報媒体を通じて地域住民に提供する。

##### イ 特殊詐欺被害抑止に向けた被疑者の徹底検挙

刑法犯認知件数は減少傾向を維持している一方、特殊詐欺は全国的に被害金額、件数ともに増加し、深刻な情勢が続いている。特殊詐欺の予兆電話を認知した際は、迅速な立ち上がりと綿密な検索により、現金やキャッシュカードの受け子被疑者の徹底検挙、さらに上部組織の追及のほか、銀行口座の売却を行うなどの特殊詐欺の助長犯の検挙や犯行使用口座の凍結、犯行使用電話の利用制限により犯行ツールの無力化に取り組む。

#### (6) 交通課

##### 先行的な交通死亡事故抑止対策

昨年、県内の交通死亡事故は37件、死者37名と戦後最小記録を更新し、当署管内においても1件1名に抑えることができた。

令和5年は、死亡事故をゼロに抑止するため、交通事故分析結果を生かした交通安全諸対策の実施、重大事故に直結する、信号無視、一時不停止、横断歩行者妨害等、悪質危険違反の取締り、交通関係協力団体と連携した広報啓発活動の推進、ホームページ・マスコミを活用したタイムリーな情報発信、危険箇所に対する積極的な合同点検の実施、酒類販売店等に対する戸別訪問等、飲酒運転根絶活動の推進に力を入れるなど、先行的な交通死亡事故抑止対策を推進する。

#### (7) 警備課

##### ア G7広島サミット、G7仙台科学技術大臣会合等の開催を踏まえた警備諸対策の推進

広島県において5月19日から3日間、首脳会議が行われるほか、本県でも5月12日から3日間、科学技術大臣会合が行われる予定である。全国警察が一丸となって対応し警備に万全を期す。

##### イ 災害等緊急事態に対する諸対策の推進

令和元年の台風19号や、昨年7月に発生した豪雨災害など、近年、毎年の

ように大規模災害が発生している。また、宮城県沖地震の発生も危惧されている現状から、各種災害に迅速・的確に対処できるよう実践的な訓練を実施するほか、栗原市等防災関係機関と連携し、緊急事態対処能力の向上に努める。

(8) 意見・質問事項

【委員】

令和5年度から、中学校の部活動運営について各学校に一任される。これにより部活動に入らない子供も出てくると思われ、自由な時間が増えることにより、犯罪や事故の被害に遭う可能性が高まるのではないかと心配している。

また、昨今犯罪の低年齢化も進んでいるように思えるため、子供が犯罪に手を染めやすくなるのではないかと心配している。

【交通課長】

中学校の、特に帰宅時間における通学路対策を考えていく。

【生活安全課長】

これまでも、学校からの依頼で生徒に対する防犯講話を行っており、今後も継続していきたいと思っている。

子供たちの自由な時間が増えることによる影響については、学校と連携して対応していきたい。

【地域課長】

時間が増えることで非行と犯罪被害を心配していると思う。

地域課、交番駐在所としては、ゲームコーナーなど子供が集まりやすい場所について、現在より早い時間帯に見回り警戒を行っていきたい。

【委員】

栗原市でも特殊詐欺被害は出ているのか。

【生活安全課長】

令和4年中、当署管内では3件の被害が出ており、若柳警察署管内では0件だった。令和3年中は、当署管内で4件、若柳警察署管内で5件の被害が出ている。

主な手口は、架空料金請求詐欺で、携帯電話に身に覚えのないサイト利用料金未払いのメールが届き、支払ってしまうケースなどがある。

○ 協議事項2

「速度取締り指針について」

過去3年間の4月から9月における人身事故発生状況を踏まえて策定した、令和5年の4月から9月までの速度取締り指針について協議した。

(1) 速度取締り重点区域

築館地区、高清水地区、一迫地区、瀬峰地区、志波姫地区の5区域を設定している。花山地区は、交通事故件数、通過交通量、いずれも少ないことから重点区域には設定していない。

(2) 速度取締り時間帯

午前7時から午後0時までと、午後2時から午後7時までに設定した。設定理由については、交通事故発生時間帯、通勤通学時間帯、取締り要望などについて重なる時間帯を考慮した。

(3) 速度取締り重点路線

事故の多くが国道4号、国道398号に集中しており、そのほかは分散傾向にあるため、国道4号、国道398号を中心に、県道築館栗駒公園線、市道泉谷線、市道曾内熊狩線の5路線を選定した。

(4) その他の交通指導取締り要点

重大事故に発展しやすい歩行者事故を防ぐ目的から、信号無視や一時不停止違反、横断歩行者妨害等の交差点関連違反の取締りを強化する。

また、運転者に注意喚起するため、交差点での街頭監視・警戒、パトカーの赤色灯を点灯させて警らするレッド警戒を実施する。

(5) 意見・質問事項

なし

○ その他意見・要望

【委員】

自宅付近に県道が走っている地区の住民から、カーブミラーが見つらいとの声が上がっている。

過去にも同所で事故が発生していることから、現場を確認し、必要があれば公安委員会に連絡し、最終的には移動をお願いしたい。

【交通課長】

後ほどカーブミラーの詳しい設置場所について教えてほしい。

カーブミラーについては道路管理者の所管であり、相互に連絡を取り合いながら対応する。

【委員】

志波姫駐在所近くの交差点での信号無視が最近多く、取締りを要望する声が住民から上がっている。

また、志波姫新刈敷地内の交差点における一時不停止違反も多く、危険な状態が最近見られるとのことから、取締りを要望する声が上がっている。

【交通課長】

交通状況を確認の上、取締りを実施する。

2 次回協議会の開催予定について

次回の協議会開催時期については、令和5年6月中を予定している。

詳細な日程と議題については後日、事務局から連絡する。